

ショッピング・プロテクションのあらまし

被保険者	補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有されている方。但し、保険金の請求はその商品を購入したカード会員に限ります。						
補償期間	カード会員が商品をカードで購入された日から120日間。						
補償対象	カード会員が日本国内及び海外でカードを利用して購入された商品。						
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。						
補償限度額およびご注意事項	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1事故上限額</td> <td>年間上限額</td> </tr> <tr> <td>補償限度額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>1回の事故につき1個または1組につき1万円が自己負担額となります。ただし、1万円未満の損害額(修理の場合も含む)は対象外となります。</p> <p>保険の対象の商品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。</p> <p>代金の一部のみをカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乘じた金額が限度となります。</p>		1事故上限額	年間上限額	補償限度額	100万円	100万円
	1事故上限額	年間上限額					
補償限度額	100万円	100万円					
補償の対象とならない主な場合	<p>事故発生後45日以内にご連絡をいただけなかった場合</p> <p>紛失・置き忘れによる損害</p> <p>商品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害</p> <p>電気的な事故や機械的な事故による損害</p> <p>使用人の不正、または詐欺・横領による損害</p> <p>カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害</p> <p>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害</p> <p>核燃料物質その他の有害な特性に起因する損害</p> <p>商品の誤った使用によって生じた損害</p> <p>商品の物的損害に起因する一切の間接損害</p> <p>汚損、かき損、擦損、かき傷または塗料の剥がれ等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害</p>						
補償の対象とならない商品	<p>商品券、航空券など</p> <p>宅配便など(通販などの輸送中の商品)</p> <p>現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの</p> <p>預金証書または貯金通帳(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)</p> <p>食料品・飲料(酒類を含みます。)</p> <p>船舶(ヨット・モーターボート及びボートを含みます。)、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハングライダー、ラジオコントロール模型及びこれらの付属品</p> <p>義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの</p> <p>動物あるいは植物(剥製・ドライフラワーを含みます。)</p> <p>稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの</p> <p>職業上の商品として購入したもの</p>						

事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から45日以内に下記へご連絡下さい。

《セゾン》アメリカン・エキスプレス
ショッピング・プロテクションホットライン
☎ 0120-772-187 ☎ 03-5354-7862
コレクトコールでおかけください。
24時間受付 / 年中無休

海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険に関する保険金請求書類

保険金請求書類	パスポート(コピー)	保険金請求書	現地ではか手配できない書類																		
			医師の診断書	治療の細書	死に診断書または死に診断書の写し	事故証明書	支出を証明する書類	示談金領収書	損害額を証明する書類	損害品明細書	損害額を証明する書類	除籍簿	委任状、戸籍謄本	後遺障害診断書	その他の書類						
治療費用保険金(傷害・疾病)																					
携行品損害保険金																					
死亡(傷害)保険金																					
後遺障害保険金																					
救護者費用等保険金																					
賠償責任保険金	対人																				
	対物																				
国内旅行傷害保険																					
死亡(傷害)保険金																					
後遺障害保険金																					
入院・通院保険金																					

(注) 1. 印は原則として必要な書類 印は場合によって必要となる書類
2. 印は保険会社所定用紙があるものです。

ショッピング・プロテクションに関する保険金請求書類

保険金請求のためには下記の書類が必要になります。(事故発生日から90日以内にご提出ください。)
クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード(コピー)		
保険金請求書		
罹災証明書・事故証明書		
クレジットカード売上票		
修理見積書		
修理代金請求書		
修理代金領収書		
全損証明書		
写真または現物		
他保険の保険金請求書		
委任状		
盗難届(盗難の場合のみ)		
その他関係書類		

(注) 印は必要な書類、印は場合によって必要となる書類
他人にプレゼントした商品については特別な処理が必要となりますのでお申し出ください。

海外旅行の際のお願い

海外旅行に行かれる際には「本紙」をご持参いただくと安心です。

保険の内容については、(株)損害保険ジャパン所定の約款に基づきます。

引受保険会社

海外・国内旅行傷害保険

株式会社 損害保険ジャパン(引受幹事保険会社)
セゾン自動車火災保険株式会社

ショッピング・プロテクション

株式会社 損害保険ジャパン(引受幹事保険会社)
スミセイ損害保険株式会社
セゾン自動車火災保険株式会社
安田ライフ損害保険株式会社

共同保険契約に関するご説明
この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っており、各引受保険会社は、連帯することなく単独個々に保険契約上の責任を負います。

「株式会社損害保険ジャパン」は、安田火災と日産火災が2002年7月1日合併し、誕生した会社です。

(2003.11)改

《セゾン》アメリカン・エキスプレス・カード

海外・国内旅行傷害保険
ショッピング・プロテクション
のご案内

ACCIDENT INSURANCE



